

募集内容



【事例部門】

視覚障害者がどのように働いているのか・企業で活躍しているのかの事例。
ロールモデルとして他企業での普及を目指します。

【アイデア部門】

どのようにすれば働けるのか・どんな仕事や分野ならば活躍できるのかのアイデア。審査終了後に
応募者自らが事業化などに関与する意志の有無を確認するなど、事前にヒアリンクを実施する場
合があります。

※【事例部門】【アイデア部門】ともに業種・業界など分野の制限はなく、地域も全世界を対象とし
ます。また、応募者は個人、企業、団体、グループなど問いません。

※【事例部門】は実際に就労していた、もしくは現在就労している事例を対象とします。

※【アイデア部門】においては、どなたでもご応募できます。具体的なアイデアとそのアイデアを実
現するために必要なプランも合わせてご記載ください。

表 彰

【事例部門】は、就労事例を i see! 運動ホームページで紹介します。特に注目する事例については、
審査員からのコメントとともに別途ご紹介することがあります。また、【事例部門】として応募された
場合も、【アイデア部門】として表彰させていただく場合があります。

【アイデア部門】では、「価値転換賞」「環境整備賞」などの表彰を行う予定ですが、審査の段階で変
更となる場合があります。

なお、表彰式につきましては平成 29 年 12 月又は平成 30 年 1 月以降にアイセンター内のピ
ジョンパークでの開催を予定しております。

【事業化等の支援】

優秀な就労アイデアについては、応募者自らが事業化に関与する可能性も含め、公益社団法人 NEX
T VISION や協力企業、機関・団体とともに事業化・商品化などアイデアを実現するための支援のあ
り方について応募者と協議します。



私達は「i see! “Working Awards”」を通して、一人でも多くの方に視覚障害者が持つ能力と
可能性を知ってもらい、企業、社会、市民との連携・理解が深まることを願います。

問い合わせ：公益社団法人 NEXT VISION

E-mail: info@nextvision.or.jp

視覚障害者の社会価値の創出を目指す「アイシー運動」



i see! “Working Awards”

2018

視覚障害者の“就労”に関する 事例＆アイデア募集

募集期間：平成 29 年 6 月 1 日（木）～平成 29 年 10 月 31 日（火）

応募方法：●E-mail info@nextvision.or.jp

●郵送先 〒651-0191 神戸ポート郵便局私書箱 67 号

公益社団法人 NEXT VISION アイシーワーキングアワード係

●FAX 078-306-3303

※【アイシー運動】公式 HP <http://isee-movement.org/> のアイシーワーキングアワードの
ページより、応募用紙をダウンロードし、必要事項をご記入の上、メール・FAX・郵送のい
ずれかの方法でお送りください。



主催：公益社団法人 NEXT VISION

共催：日本財団

審査基準と審査員からのメッセージ

isee! “Working Awards”の審査は、仕事内容や個人の能力を評価したり、順位づけや優劣を決めるものではありません。応募をすべて拝見し、審査員の方々の経験や思いに基づいた独自の視点により、審査員の方々からご意見をいただいたものに、NEXT VISION よりアワードを贈るものです。よって、アワード名はその内容に合わせて変更・追加する場合があります。

【審査委員会議長】

三宅 養三（公益社団法人 NEXT VISION 代表理事）

多様な分野の方々に審査員になっていただくことで、公平かつ独自性のある審査を行うことができると考えており、本アワードの趣旨にご賛同いただき委員に就任して下さった 7 名の委員のみなさまに心より感謝いたします。私が審査に直接関わることはありませんが、多種多様な事例やアイデアの審査に議長として関われることを楽しみにしています。

【審査員】

大胡田 誠（弁護士法人つくし総合法律事務所東京事務所弁護士）

チャーリー・チャップリンの映画の中に、「人生に必要なのは、勇氣と想像力、それとほんのちょっとのお金だ。」というセリフがあるそうです。これは、視覚障害者の就労を成功させるためにも必須のものではないでしょうか。私は、この賞で応募して下さった皆さんの「勇氣」と「想像力」を称え、そして、それを「ほんのちょっとのお金」に結びつける応援ができたと思っています。

狩野 りか（神戸市保健福祉局障害福祉部就労支援担当部長）

神戸市では、「誰もが『しごと』を確保できる仕組みづくり」をめざして多様な働き方の創出に努めています。目の不自由な方が、より広い分野で活躍できるような『しごと』の提案を期待します。

津田 諭（社会福祉法人日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンター顧問）

視覚障害があっても、ご自分の能力をフルに生かして組織に貢献している事例を待っています。

初瀬 勇輔（株式会社ユニバーサルスタイル代表取締役）

前は多くのアイデアや発想に刺激を受けました。今回も視覚障害者の選択肢が増え、未来につながるような応募に期待し、楽しみにしています。

播野 雅子（シスメックス株式会社人事部労務政策課保健師）

どんな方も、それぞれ強みをお持ちだと思います。ダイバーシティ推進の中、新しい価値を生み出す原動力の 1 つにもなると思いますので、より多くの企業で採用され、定着し、更に次の価値につながることを期待しています。

樋口 一茂（神戸公共職業安定所 雇用対策部長）

毎年の「障害者雇用状況報告（毎年 6 月 1 日現在）」における雇用障害者をみると、13 年連続（平成 28 年 6 月 1 日現在）で前年値を上回っています。特に近年では、精神障害者の伸び率が大きくなっており、今後、障害者を雇用する企業は精神障害者・発達障害者の雇用が中心になる可能性があります。その中で、視覚障害者の場合は、専門的技術的職業（鍼・灸・マッサージ等）への就職が、その多くを占めている状況が続いています。今回の iPS 細胞を活用した治療法が進展すれば、視覚障害をお持ちの方はもとより、私どもの障害者支援が大きく変わるものと期待しております。今後ともよろしく願いいたします。

古川 民夫（神戸市立盲学校 進路指導部長）

日々の業務に埋もれている様々な作業の中から、視覚障害に適した作業を発掘したような事例を待っています。さらに、その作業がその会社のスムーズな業務運営に欠かせないものであることが望ましいです。

注意事項

- 1.【アイデア部門】においては、オリジナルでコンテストやそれに類するものに未発表のものに限ります。
- 2.同一応募者による【事例部門】【アイデア部門】の両部門への応募が可能です。
- 3.労働関係法令に関する重大な違反がないことおよびその他の法令上社会通念上、表彰にふさわしくないと判断される問題を起こしていないことを応募の条件とします。
- 4.反社会勢力と認められる個人・団体からの応募は、公益社団法人 NEXT VISION および審査委員会が、コンテスト運営上支障があると認めた場合は応募をお断りする場合があります。また、審査後であっても受賞を取り消すことがあります。
- 5.応募の内容について他者の著作物（画像、データ等）が含まれる場合は、応募者の責任において事前に承認を得るなど適切な処理を行ってください。
- 6.応募者は応募内容の中に第三者が知的所有権の権利を有し、法的に保護されているアイデアを利用していないことを事前に確認してください。【事例】については事実と反しないことを約束してください。
- 7.応募内容の著作権に関しては、応募の時点で主催者に帰属するものとします。
- 8.応募内容アイデアの知的所有権は応募者に帰属します。
- 9.表彰される【事例部門】【アイデア部門】は公益社団法人 NEXT VISION ホームページ、isee! 運動ホームページに掲載するなど各種広報媒体にて広く公表します。
- 10.アイデアの事業化、商品化の場合の権利は主催者に帰属しますが、必要に応じて応募者と相談の上、決定します。
- 11.審査についての個別のお問い合わせには応じられません。
- 12.応募書類の返却は行いません。

